入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（「政府調達に関する協定」適用外案件）に付します。

令和８年１１月９日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　奥田　晃久

１．工事概要

（１）工事名　**Ａ．令和８－１０年度**

今治道路別名第１高架橋上部（その１）工事

Ｂ．令和８－１０年度

今治道路別名第１高架橋上部（その２）工事

Ｃ．令和８－１０年度

今治道路五十嵐高架橋Ｐ４６－Ｐ５０上部工事

（電子入札及び電子契約対象案件）

（２）工事場所　**Ａ．愛媛県今治市別名**

Ｂ．愛媛県今治市別名

Ｃ．愛媛県今治市五十嵐

（３）工事内容　**Ａ．工事延長　Ｌ＝１４０ｍ**

橋長１０５．５ｍ

上部工（ＰＣ４径間連続ラーメン中空床版橋工）　１式

Ｂ．工事延長　Ｌ＝１３０ｍ

橋長１０５．０ｍ

上部工（ＰＣ４径間連続ラーメン中空床版橋工）　１式

Ｃ．工事延長　Ｌ＝１４０ｍ

橋長１１７．９ｍ

上部工（ＰＣ４径間連続ラーメン中空床版橋工）　１式

（４）工　　期　**Ａ．令和１０年７月３１日まで**

Ｂ．令和１０年７月３１日まで

Ｃ．令和１０年８月３１日まで

（５）工事の実施形態

１）本工事は、技術提案等（技術提案、配置予定技術者の工事経験等、企業の施工実績等）の技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本案件は、上記１（１）に示した工事（以下「一括審査方式対象工事」という。）を対象に一括公告し、同じ競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。）により、一括審査する試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

６）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに競争参加資格のある者に対して電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

８）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。

９）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

10）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

11）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

12）本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ（構造物工（橋梁上部））の全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、設計図書の照査､出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

13）ＩＣＴの全面的な活用を実施した場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付を行う。但し、ＩＣＴ（導入型）の場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付は行わない。

なお、ＩＣＴの全面的な活用を行い、かつ当該ＩＣＴ技術の活用によって効率性が２割以上向上した場合、受注者は「ＩＣＴ活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

14）本工事は、フレキシブルな休日制度試行工事である。

工期内の完全閉所日数が、完全週休２日（土日祝）の日数を超える場合には、「フレキシブルな休日制度（完全閉所）達成証明書」を交付する。

15）本工事は、ＩＣＴ活用証明書を有する技術者を加点評価する試行工事である。

16）本工事は、フレキシブルな休日制度（完全閉所）達成証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。

17）本工事は、橋梁補修工事（上部）等の施工実績を有する企業を加点評価する試行工事である。

18）本工事は、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

19）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

20）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

21）本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

22）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

23）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

24）本工事は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

25）本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型（３次元データ貸与なし））である。

26）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

27）本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を２割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

28)本工事は､効率性向上実績証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。

29）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

30）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

31）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。

32）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

33)Ｃ.令和８―１０年度　今治道路五十嵐高架橋上部Ｐ４６―Ｐ５０上部工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

２．競争参加資格

（１）予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「**プレストレスト・コンクリート工事**」に認定されている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２３年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成２３年度以降に元請けとして、下

記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・下記の（ア）、（イ）の要件を全て満たす施工実績を有すること。
（ア）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－２０以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
（イ）橋梁形式がポストテンション方式のＰＣ連続橋であること。
ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であること。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が６５点未満のものを除く。

（５）提出する技術提案が適正であること。

（６）次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。
準備期間を含まない専任期間としては、以下の期間を予定している。
Ａ．令和９年９月中旬から令和１０年７月３１日
Ｂ．令和９年９月中旬から令和１０年７月３１日
Ｃ．令和９年９月中旬から令和１０年８月３１日
また、一括審査方式対象工事に申請できる配置予定技術者は２名以下とし、３名以上の配置予定技術者を申請した場合は、競争参加資格を認めない。

１）**１級土木施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成２３年度以降に、元請けの技術者として**同種工事（上記（４）に掲げる工事）**の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成２３年度以降に元請けとして上記工事における施工の経験を有していること。
なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が６５点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号及び第１５条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

（７）申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）上記１．に示した工事に係る設計業務等の**受託者又は当該受託者**と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員とする。

（９）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本工事に申請書及び技術資料を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

（10）建設業法の**土木一式工事**の許可を有する者であること。

（11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続してい

る者でないこと。

(12) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去２年度（令和６・７年度）間連続で６０点未満でないこと。

３．総合評価落札方式に関する事項

（１）評価項目及び評価の着目点

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

「**ＰＣ橋の施工**」に関する技術提案について評価する。ＩＣＴ活用施工の対象工種におけるＩＣＴ活用に係る技術提案については、評価の対象としない。

ただし、ＩＣＴ活用施工に係る技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、又は別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

２）技術者評価

1.配置予定技術者の評価

・ＣＰＤ（継続学習）、同種工事の施工経験、同種工事の工事成績、優良技術者表彰、ＩＣＴ活用工事の実績について評価する。

３）企業評価

1.基本企業評価

イ．施工実績の評価

・同種工事の施工実績、工事成績、工事に係る表彰について評価する。

ロ．地域精通度・災害支援・社会性の評価

・近隣地域の施工実績、災害支援に係る表彰等、事故及び不誠実な行為をした実績について評価する。

2.その他企業評価

登録基幹技能者の活用、フレキシブルな休日制度（完全閉所）の実績、橋梁補修工事（上部）等の施工実績、建設マスター等の活用、効率性向上の実績について評価する。

４）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

５）賃上げの実施に関する評価

賃上げの実施を表明した企業について評価する。

６）施工体制評価

ａ.品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ.施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

（２）落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点

・１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、１００点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・３．（１）１）については、満点を２０点とし、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・３．（１）２）及び３）については、各項目の評価点の合計点の最大の者に３０点、その他の者は按分して加算点を与える。
・３．（１）４）については、評価基準を満たしている場合に加算点１点を与える。
・３．（１）５）については、評価基準を満たしている場合に加算点２点を与える。
・３．（１）６）については、ａ.及びｂ.について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を１５点、良を５点、可を０点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝１００点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（３）技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

４．入札手続等

（１）担当部局

〒760-8554　香川県高松市サンポート３－３３
四国地方整備局　総務部　契約課　契約係長
電話０８７－８５１－８０６１（内線２５２６）

（２）入札説明書の交付期間及び方法

令和８年１１月９日から令和９年１月２６日まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

（３）申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び提出方法

令和８年１１月１０日から令和８年１２月９日までの午前９時から午後５時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に原則として電子入札システムにより、提出すること。

なお、期限までに資料が提出されていない工事については、競争参加資格を認めない。

申請書については、一括審査対象工事に含まれる全ての工事に提出すること。

技術資料については、一括審査対象工事のうち、いずれか１件の工事に提出するものとし、技術資料を提出した工事以外については、申請書（技術資料の提出を行わない工事用）を提出するものとする。

（４）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、**令和９年１月２６日**午後２時までに、原則として電子入札システムにより、提出すること。

開札は、四国地方整備局入札室にて行う。

なお、開札は以下の日時に行う。

Ａ．令和８－１０年度　今治道路別名第１高架橋上部（その１）工事
令和９年１月２９日午前１０時
Ｂ．令和８－１０年度　今治道路別名第１高架橋上部（その２）工事
令和９年１月２９日午前１１時
Ｃ．令和８－１０年度　今治道路五十嵐高架橋Ｐ４６－Ｐ５０上部工事

令和９年１月２９日午前９時

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行**高松支店**）

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

（３）Ａ．令和８―１０年度　今治道路別名第１高架橋上部（その１）工事、Ｂ．令和８―１０年度　今治道路別名第１高架橋上部（その２）工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（５）契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による(契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。)。

（６）配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料等の差し替えは認められない。

（７）専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

（８）手続における交渉の有無　**無**

（９）契約書作成の要否　**要**

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　**無**

(11) 技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリングを行う場合がある。

(12) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４．（１）に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４．（３）により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

(16) 詳細は入札説明書による。